

○川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）

（市民による申出）

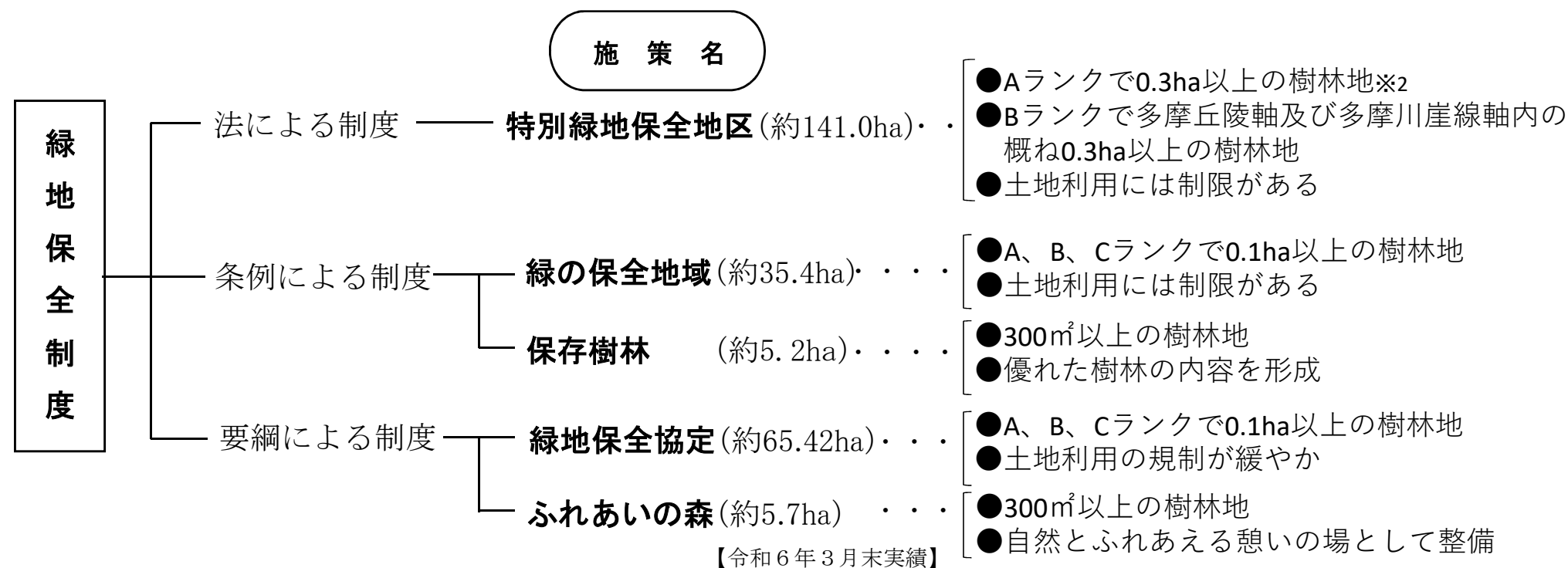
第27条 市民は、保全地域の指定その他規則で定める緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る事項について、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出に係る事項の処理の経過等について、審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申出に係る事項に対する市の処理の結果について、規則で定めるところにより、申し出た市民に通知しなければならない。

○緑地保全制度の概要

・川崎市では、様々な緑地保全施策を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地等を次の世代へ継承していくために、市独自の緑地総合評価制度を設け、市域に残された1,000㎡以上の樹林地についてA・B・Cのランク付け※1を行い、効果的な緑地の保全を進めています。

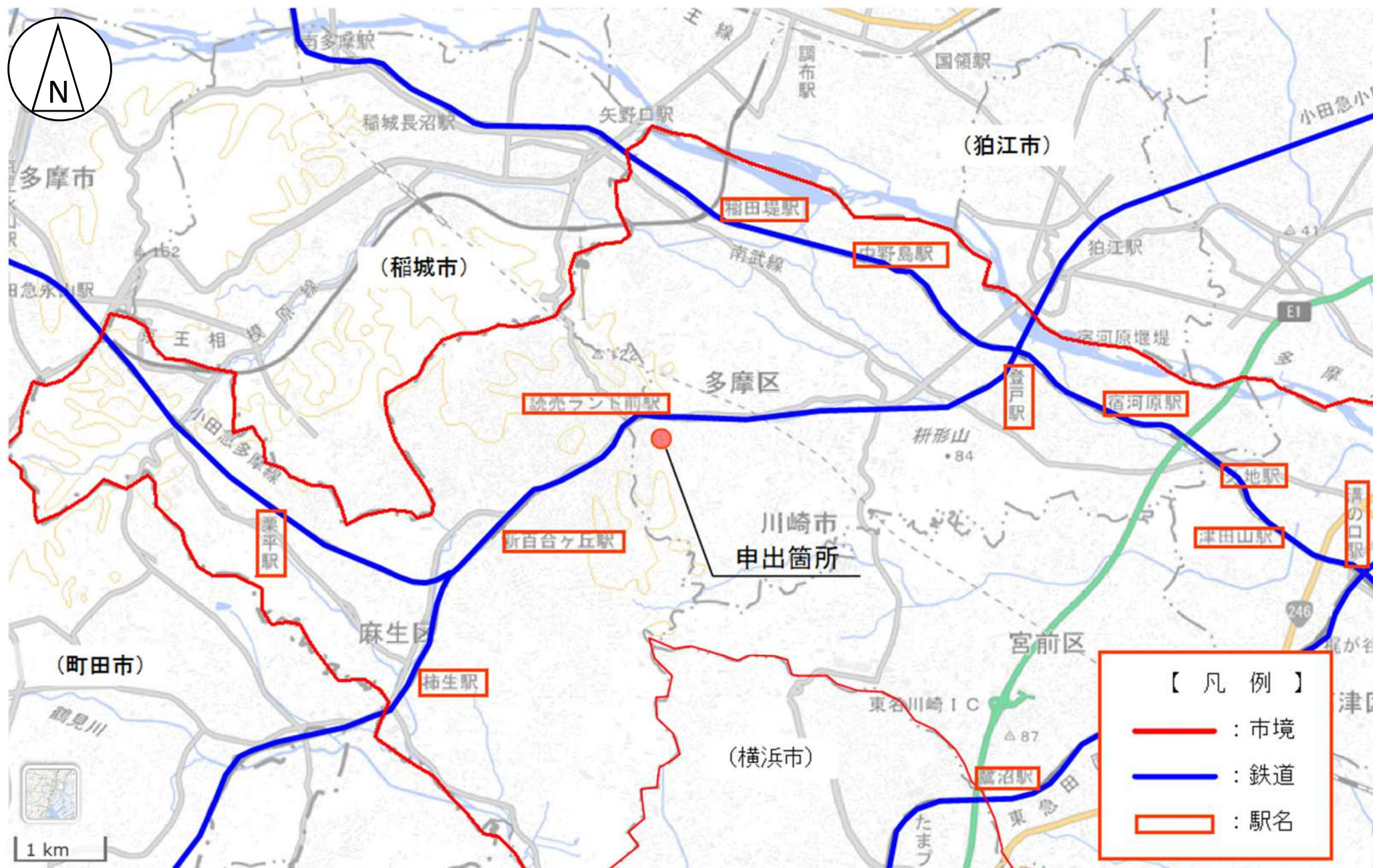


※1 樹林地は、自然条件、社会条件及び計画条件、市民協働などのデータを整理・評価し、A B Cのランクに分け、 保全すべき樹林地の優先順位を明らかにしています。

※2 0.1ha以上0.3ha未満の樹林地であっても、地元要望があり、かつ市民による保安全管理が確実に図られる樹林地はAランクであることから、特別緑地保全地区に指定することができることとしています。

■緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出について

■申出箇所（位置図）



出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<https://maps.gsi.go.jp/>) を川崎市で加工

■緑の保全及び緑化の推進に関する施策に係る申出について（報告）

①申出事項

川崎市多摩区西生田の緑地保全

②申出年

平成30年

③申出事項に係る所在地

多摩区西生田6619-1、6619-3

④申出の理由

建設会社がマンション建設のために所有しているが土地取得後10年以上にわたって未着手であり、手入れがされず放置されている。かつ手入れされていたころはクヌギ、コナラ、シラカシの大木があり、中を通る市道は遊歩道となって市民が親しんでいた。駅に近く、住宅が次々と建てられている中で、1500㎡近い樹林地は大変貴重である。

⑤申出対象地の概要

読売ランド前駅から徒歩10分圏内の住宅街にあり、地盤は谷となっているが、すでに樹木が大きくなり、住宅街から十分に緑を享受できる。未活用となっている市有地を挟んで南側には街区公園があり、樹林地だけでなく全体を緑地として市民が利用できる条件もある。また、当該地と未活用となっている市有地の間には市道があり、整備すれば遊歩道として活用できる。

当該地は平成23年に「請願第2号 西生田4丁目に一時避難もできる広場＝公園を整備することを求める請願」、平成24年に「陳情第56号 西生田4丁目マンション建設における安全策の徹底を求める陳情」、平成29年に「陳情第97号 多摩区西生田4丁目の緑地を保全することを求める陳情」が市議会に提出されている。

現在

緑地総合評価がAランクであることから、特別緑地保全地区の指定に向けた交渉を進め、申出対象地のうち2,097㎡を都市計画決定した。（市民による保全管理が確実に図られることを確認済）

